

福岡県公報

令和六年六月十八日
第五百五号
増刊 ①

目次

訓 令 (第四号)

○福岡県住民基本台帳ネットワークシステム運用管理規程の一部を改正する訓令

選挙管理委員会

○長が不在者投票管理者となるべき病院等の指定の一部改正

(行財政支援課) ……………二

訓 令

福岡県訓令第四号

福岡県住民基本台帳ネットワークシステム運用管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和六年六月十八日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県住民基本台帳ネットワークシステム運用管理規程の一部を改正する訓令

福岡県住民基本台帳ネットワークシステム運用管理規程(平成十四年八月福岡県訓令

第十三号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

福岡県住民基本台帳ネットワークシステム及び福岡県附票連携システム運用管理規程

第一条中「福岡県住民基本台帳ネットワークシステム」の下に「及び福岡県附票連携システム」を加える。

第二条第一号を削り、同条第二号中「住民基本台帳ネットワークシステム」を「告示第一の一に規定する住民基本台帳ネットワークシステム」に改め、同号を同条第一号とし、同号の次に次の一号を加える。

二 福岡県附票連携システム 告示第一の二に規定する附票連携システムのうち、本県が整備し、運用管理を行うもので、附票県サーバ、端末機、電気通信回線、電気通信関係装置及びプログラム等により構成されるシステムをいう。

第二条第三号中「第一の三」を「第一の四」に改め、同条第五号を削り、同条第四号

中「又は機構サーバに保存又は」を「若しくは告示第一の六に規定する機構サーバに保存若しくは」に改め、「同じ。」の下に「又は附票県サーバ若しくは告示第一の七に規定する附票機構サーバに保存若しくは記録された附票本人確認情報(法第三十条の四十一第一項に規定する附票本人確認情報をいう。以下同じ。)」を加え、同号を同条第五号とし、同条第三号の次に次の一号を加える。

四 附票県サーバ 告示第一の五に規定する附票都道府県サーバであつて本県が管理するものをいう。

第二条第六号中「福岡県住民基本台帳ネットワークシステム」の下に「及び福岡県附票連携システム」を加え、同条中第七号及び第八号を削り、第九号を第七号とし、第十号から第十三号までを二号ずつ繰り上げる。

第三条中「福岡県住民基本台帳ネットワークシステム」の下に「及び福岡県附票連携システム」を、「本人確認情報」の下に「及び附票本人確認情報」を加える。

第四条から第七条までの規定中「福岡県住民基本台帳ネットワークシステム」の下に「及び福岡県附票連携システム」を加える。

第八条第一項中「福岡県住民基本台帳ネットワークシステム」の下に「及び福岡県附票連携システム」を、「県サーバ」の下に「、附票県サーバ」を加える。

第十条（見出しを含む。）中「本人確認情報」の下に「又は附票本人確認情報」を加える。

第十二条及び附則第二項中「福岡県住民基本台帳ネットワークシステム」の下に「及び福岡県附票連携システム」を加える。

附則

この訓令は、公布の日から施行する。

選挙管理委員会

福岡県選挙管理委員会告示第十九号

長が不在者投票管理者となるべき病院等の指定（昭和四十五年八月福岡県選挙管理委員会告示第二十三号）の一部を次のように改正する。

令和六年六月十八日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克己

一 病院 北九州市（八幡西区）の表中

正和なみき病院	〃	東王子町一三一
---------	---	---------

を

正和なみき病院	〃	東王子町一三一
末廣医院介護医療院	〃	香月中央三一二一五

に改める。

一 病院 大野城市の表中

秦病院	〃	筒井一三一
-----	---	-------

を

秦病院	〃	筒井一三一
つくし会病院介護医療院	〃	乙金三一八二〇

に改める。

一 病院 大宰府市の表中

水城病院介護医療院	〃	通古賀三一〇一一
-----------	---	----------

を

水城病院介護医療院	〃	通古賀三一〇一一
介護医療院さくら	〃	坂本一四一六

に改める。

二 老人ホームの表中

介護老人福祉施設下山門	〃	下山門四一六一
-------------	---	---------

を

介護老人福祉施設下山門	〃	下山門四一六一
そんぼの家S姪浜	〃	石丸三一三八一七

に改める。